

○うきは市地域公共交通活性化協議会（交通会議）設置要綱

平成20年2月19日

告示第28号

改正 平成23年1月21日告示第3号

平成23年7月4日告示第40号

平成24年4月23日告示第24号

平成27年5月15日告示第24号

平成30年7月10日告示第51号

令和6年3月29日告示第39号

令和6年4月1日告示第48号

令和6年11月26日告示第84号

令和7年3月31日告示第21号

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、うきは市地域公共交通活性化協議会（交通会議）（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 生活交通のあり方一般に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「国要綱」という。）第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画又は国要綱第2条第2項に規定する地域公共交通確保維持事業に関する事項
- (5) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項
- (6) 活性化再生法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (7) 交通計画に定められた事業の実施に関する事項

(8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (4) 鉄道事業者
- (5) 市民・利用者の代表者
- (6) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (8) 公安委員会又は交通管理者
- (9) 道路管理者
- (10) 学識経験者
- (11) うきは市長又はその指名する者
- (12) 市職員
- (13) 前各号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 特別の事項を協議・調整するため必要があるときには、協議会に臨時委員を置くことができる。

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 1人

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 4 監事は、会計監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第161号平成18年9月15日)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、地域公共交通会議の議決があったものとする。
- 5 会長が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第8条 協議会は、次に掲げる事項を協議・調整するため、必要に応じ、幹事会を設置する。

- (1) バス路線の廃止の申出に対する対応
  - (2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画(ただし、大規模な休廃止等を除く。)の変更その他必要と認められる措置の変更
  - (3) その他協議会の運営に必要な事項
- 2 幹事会は、複数設置することができる。
  - 3 幹事会の委員は、次に掲げるものとする。
    - (1) 市民又は利用者の代表
    - (2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者
    - (3) うきは市長又はその指名する者

- 4 幹事会の代表は、幹事会の委員の互選によりこれを定める。
- 5 幹事会の代表が必要と認めた場合は、第3項に定める者以外の出席を求めることができる。この場合の出席者の取扱いについては、第3条に規定する臨時委員の規定を準用する。
- 6 幹事会の第1項第1号及び第2号に定める事項についての協議・調整結果は、協議会の協議・調整結果とすることができる。
- 7 幹事会の代表は、幹事会の会議の内容を協議会に報告するものとする。
- 8 前条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「幹事会」と、「議事に関係のある委員及び臨時委員」とあるのは「幹事会の委員及び第5項の出席者」と読み替えるものとする。

(運賃協議分科会)

第9条 協議会は、乗合旅客運送の運賃等に関する事項について協議するため、必要に応じ、運賃協議分科会を設置する。

2 運賃協議分科会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民又は利用者の代表
- (2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送業者（当該協議する運賃等に関する事業者に限る。）
- (3) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (4) うきは市長またはその指名する者

3 分科会の代表は、分科会の委員の互選によりこれを定める。

4 分科会の代表は、分科会の協議の内容を協議会に報告するものとする。

(経費及び財務)

第10条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

2 その他協議会に予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員が招集に応じ出務したときの報酬及び費用弁償は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年うきは市条例第46号）に準じる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第13条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月21日告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月4日告示第40号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月23日告示第24号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月15日告示第24号）

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月10日告示第51号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第39号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第48号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年11月26日告示第84号）

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第21号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。